

# 介護支援専門員更新制度

介護保険法の改正により、介護支援専門員として実務に就く際は、介護支援専門員証の交付を受けなければなりません。(平成17年度までに介護支援専門員登録された方は介護支援専門員登録証をもって介護支援専門員証とみなされます。)また、介護支援専門員証の有効期間が5年となり、一定の研修受講により介護支援専門員証の更新が必要となります。

## ～更新制度 Q&A～

**Q1 介護支援専門員の更新を行わないと介護支援専門員として仕事はできなくなるのですか。**

A1 はい、その通りです。今回の改正により、介護支援専門員として仕事をするには、『介護支援専門員証』の交付を受けたものをいうとされました。介護支援専門員証は、有効期間が5年間であり、更新が必要です。

**Q2 介護支援専門員登録を行い、『介護支援専門員登録証明書証』の交付を受けていますが、新たに『介護支援専門員証』の交付を受けなければならないのでしょうか。**

A2 いいえ、新たに『介護支援専門員証』の交付を受ける必要はありません。介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修修了後、『介護支援専門員登録証明書証』の交付を受けた方は、『介護支援専門員登録証』をもって『介護支援専門員証』とみなされます。

**Q3 介護支援専門員証の有効期間はいつまでなのか。**

A3 『介護支援専門員登録証明書証』の発行年月日によります。それぞれの有効期間は次のとおりです。

登録年度	登録証明書発行年月日	対応登録番号	有効期間満了日
平成10年度	平成13年3月16日	1から3976	平成21年3月16日
平成11年度			
平成12年度			
平成12年度	平成13年3月27日	3977から4170	平成21年3月27日
平成13年度	平成14年3月25日	4171から4949	平成21年3月25日
平成14年度	平成15年3月25日	4950から5544	平成22年3月25日
平成15年度	平成16年3月30日	5545から6305	平成22年3月30日
平成16年度	平成17年3月30日	6306から7042	平成23年3月30日

**Q4 現在、介護支援専門員として実務を行っていますが、更新するためにどのようにすればよいのでしょうか。また研修受講が必要と聞きましたが。**

A4 更新するために決められた研修受講・修了が必要です。現在、介護支援専門員として実務を行っている方は、『介護支援専門員更新研修(実務経験者更新研修)』(1回目の更新は53時間、2回目の更新は20時間)の受講が必要です。更新時研修は、有効期間満了日までの期間が1年未満となって受講することができます。(長野県での更新研修の実施は、最も早くも、平成20年3月以降となります。)また、更新時研修とは別に『介護支援専門員専門研修』(専門課程 33時間 専門課程 20時間)を受講した場合、更新時研修に変えることができます。

よって、有効期間が1年以上ある場合は、『介護支援専門員専門員研修』を、有効期間が1年未満の場合には『介護支援専門員更新時研修（実務経験者研修）』のいずれかの研修を受講し、修了することが更新には必要となります。

**Q5 現在、介護支援専門員として実務を行なっていません。介護支援専門員として仕事をしていない人も更新は必要なのでしょうか。また、その際、研修の受講が必要でしょうか。**

A5 現在、介護支援専門員の仕事をしていない方も、決められた研修受講・修了が必要です。介護支援専門員として、実務をまったくおこなったことのない方でも、『介護支援専門員更新時研修（実務未経験者更新研修・44時間以上）』の研修受講・修了が必要となります。なお、更新時研修は、最も早くも、平成20年3月以降となり、詳細は決定していません。

**Q6 更新の際の事務手続きはどなるのでしょうか。**

A6 更新の際は、「長野県介護支援専門員資格登録管理等事業実施要綱」決められた手続きにより更新を行なってください。（登録事務は県庁社会部長寿福祉チームで行なっています。）また、氏名・住所等の変更があった際も、手続きが必要となります。

**Q7 更新についての詳しい内容を知りたいのですが。**

A7 詳しくは県HP（<http://www.pref.nagano.jp/syakai/koufuku/060401team.htm>）をご覧ください。  
検索の場合 長野県公式ホームページ 組織で探す 社会部長寿福祉チーム 掲載情報一覧「介護支援専門員登録制度について」  
尚、長野県より『登録番号についての通知』『長野県介護支援専門員資格登録管理等事業実施要綱』等が本人宛に直接送付されています。

**～ワンポイント～ 介護支援専門員として実務を行なうとは？**

介護支援専門員として実務に就いているとは、以下の施設等で介護支援専門員の業務を行っていることを意味します。

- ・地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所・介護老人福祉施設・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・小規模多機能型居宅・介護予防小規模多機能型居宅介護

